

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年9月17日(2015.9.17)

【公表番号】特表2014-521778(P2014-521778A)

【公表日】平成26年8月28日(2014.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2014-046

【出願番号】特願2014-523032(P2014-523032)

【国際特許分類】

C 08 G 69/02 (2006.01)

【F I】

C 08 G 69/02

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月27日(2015.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) N-メチル-2-ピロリドン(NMP)またはジメチルアセトアミド(DMAC)と(ii)無機塩とを含む溶媒系に溶解することができる、2-(4-アミノフェニル)-5(6)アミノベンズイミダゾール(DAPBI)、p-フェニレンジアミン、およびテレフタロイルジクロライドを含むポリマー粉末であって；前記ポリマーを前記溶媒系から取り出した後、前記ポリマーは前記溶媒系に再溶解することができる、ポリマー粉末。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

【表1】

	ピーク値	ピーク比
単独重合体(対照)	18.09分	入手不可
実施例1	27.94分	1.54
比較例	27.09分	1.50

次に、本発明の好ましい態様を示す。

1. (i) N-メチル-2-ピロリドン(NMP)またはジメチルアセトアミド(DMAC)と(ii)無機塩とを含む溶媒系に溶解することができる、2-(4-アミノフェニル)-5(6)アミノベンズイミダゾール(DAPBI)、p-フェニレンジアミン、およびテレフタロイルジクロライドを含むポリマー粉末であって；前記ポリマーを前記溶媒系から取り出した後、前記ポリマーは前記溶媒系に再溶解することができる、ポリマー粉末。

2. 固有粘度が2dl/gより大きい、上記1に記載のポリマー粉末。

3. 固有粘度が4dl/g以上である、上記2に記載のポリマー粉末。